

適職人材コンサルティングのご案内

エクソダス・プロジェクトが提供するサービスをご利用に際してのご案内を申し上げます。

I. 取扱い職種の範囲その他業務範囲

- 1) エクソダス・プロジェクトが行う人材紹介の取扱業務範囲は、次の職業分類の通りです。
① 専門的・技術的職業 ② 管理的職業 ③ 事務的職業 ④ 販売の職業 ⑤ サービスの職業
- 2) エクソダス・プロジェクトが行う人材紹介の取扱地域は、全国です。

II. 人材紹介コンサルティング料

- 1) 求人相談に関する事務費用は、無料です。
- 2) 求人相談を受付けてから社員採用に至るまでに提供するエクソダス・プロジェクトのサービスに対する報酬(以下、人材紹介コンサルティング料)は、採用した候補者に対して支払う1年間の理論報酬(諸手当・賞与含む)の30%に相当する金額を成功報酬として頂戴いたします。但し、特別に人材確保が困難とされる場合についての人材紹介コンサルティング料及びその支払方法については、別途定めるものといたします。

III. 違約事項

- 1) 採用決定者(企業側)が、その雇用契約日(以下「雇用日」)から90日以内に雇用契約を解約した場合には、人材紹介コンサルティング料の返還はございません。
- 2) 採用した候補者が、自己の都合で雇用契約を解約した場合には、頂戴しました人材紹介コンサルティング料より次の金額を返還いたします。
 - (a) 雇用日から30日以内に解約した場合には、コンサルティング料の80%
 - (b) 雇用日から30日後90日までの間に解約した場合には、コンサルティング料の50%
- 3) 採用した候補者が、雇用日より90日を超えて自己の都合で雇用契約を解約した場合には、人材紹介コンサルティング料の返還はございません。

IV. 個人情報に取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 地頭江 柁三臣 です。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から開示があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。
さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

V. 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 地頭江 正美 です。

採用した候補者への賃金は、労働基準法第24条により採用した候補者に直接お支払い下さい。
その他、本サービスについてのご質問は、何なりとお尋ねください。